

裁 判 所
インフラ長寿命化計画（行動計画）

平成28年度～平成32年度

平成29年1月

最 高 裁 判 所

目次

I.	はじめに	1
II.	計画の範囲	
1.	対象施設	1
2.	計画期間	1
III.	対象施設の現状と課題	1
1.	点検・診断／修繕・更新等	2
2.	基準類の整備	2
3.	情報基盤の整備と活用	2
4.	個別施設計画の策定・推進	3
5.	新技術の導入	3
6.	予算管理	3
7.	体制の構築等	3
IV.	中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通し	3
V.	必要施策に係る取組の方向性	3
1.	点検・診断／修繕・更新等	3
2.	基準類の整備	4
3.	情報基盤の整備と活用	4
4.	個別施設計画の策定・推進	4
5.	新技術の導入	4
6.	予算管理	4
7.	体制の構築等	5
VI.	フォローアップ計画	5

I . はじめに

国の社会資本は、今後、急速に老朽化することが見込まれており、また、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとする社会構造の変化等により、国の財政状況も厳しさを増すことが予想される中で、国のインフラ全般について、適正かつ確実にその維持管理・更新等を行う必要性が高まっている。

政府においても、平成25年10月4日、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月29日には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）がとりまとめられた。

このような状況を踏まえ、裁判所の所管に属する施設についても、適切な維持管理・更新等を行うことにより、国民の安全・安心の確保、中長期的なコストの縮減や予算の平準化等を実現する必要があり、そのために、点検・診断の結果に基づき、適時に必要な対策を着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらを通じて得られた施設の状況や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築に向け、着実に取組を推進していく必要がある。

そこで、基本計画に基づき、裁判所の所管に属する施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするものとして、「裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「行動計画」という。）を策定する。

本行動計画に基づき、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展を更に推進し、施設の新設から撤去までのいわゆるライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取組に留まらず、更新を含め、将来にわたって必要なインフラの機能を發揮し続けるための取組を実行することとする。

II . 計画の範囲

1 . 対象施設

裁判所の所管に属する施設を対象とし、老朽、狭隘、分散、耐震性能・耐津波性能の不足、都市計画上の要請等の理由から更新すべき施設を除き、長寿命化を図る必要がある。

2 . 計画期間

平成28年度（2016年度）を初年度とし、基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた平成32年度（2020年度）までを計画期間とする。

III . 対象施設の現状と課題

裁判所は、全国に466庁（延べ面積で約184万m²）という多くの庁舎を有するが、

このうち、建築後30年以上を経過している庁舎が全体の6割を超えるなど、老朽化の著しい施設を多数維持管理している現状にある。また、省庁別宿舎についても庁舎と同様に老朽化が進んでいる。

裁判所は、社会に生起する事件・紛争を公権的に解決する役割を担っており、その使命を果たすためには、裁判所施設の機能を維持するとともに、その安全性を確保することが不可欠であって、施設の管理者においては、その維持管理を遺漏なく、かつ適切に実施することが必要である。

そこで、今後の厳しい財政状況等も踏まえ、裁判所におけるインフラの長寿命化に向けて既に現場が直面している課題を明らかにし、その解決に向けた取組を迅速かつきめ細かく進めていくとともに、中長期的な社会経済情勢の変化を見据えたメンテナンスサイクルの構築に向けた取組を進める必要がある。

1. 点検・診断／修繕・更新等

インフラの維持管理及び修繕・更新等に当たっては、施設の変状を把握するための日常的な見回り・確認、経年劣化・損傷を把握するための定期的な点検・診断、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等の不定期な点検などが行われているが、これらは、施設の機能を維持するとともに、利用者や職員の安全を確保するための措置を講ずる上で必要不可欠であり、これを引き続き適切に実施するとともに、その分析・反映等の仕組をより実効性の高いものとすることにより、施設の状況をより的確に把握し、良好なものとして維持保全していく必要がある。

2. 基準類の整備

裁判所における施設の維持管理及び修繕・更新等に必要な基準類は、関係法令・告示等に加え、所要の通達等が整備されているところであるが、さらに保全業務の在り方や実情、関係法令の改正等に合わせた見直し等を適切に行う必要がある。

3. 情報基盤の整備と活用

保全に必要な施設の情報について、その一部をBIMMS-N（※）に登録するとともに、法令等に基づき、維持管理及び修繕・更新等に必要な情報を保全台帳に記録し、備え付けることとしているが、情報の管理・分析等が十分ではないなどの問題もあり、今後さらに、実際の施設の維持管理及び修繕・更新等の過程において、必要な情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に管理・分析することにより、メンテナンスサイクルを適切に機能させていく必要がある。

※ 国土交通省が管理する「官庁施設情報管理システム」

(Building Information system for Maintenance and Management Support in National government)

4. 個別施設計画の策定・推進

個別施設計画は、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるものであり、メンテナンスサイクルの核として重要な意義を有する。

裁判所においては、従前から個別施設計画として、中長期保全計画を作成しているが、さらにすべての施設について、点検・診断及び修繕・更新等の過程を通じて情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に分析・反映した個別施設計画を整備することにより、施設の状況等に応じたきめ細かな対応を行っていく必要がある。

5. 新技術の導入

点検・診断及び修繕・更新等を効率的・効果的に実施していくためには、さらに、関係省庁とも連携の上、より効率的かつ効果的な長寿命化に資する新技術の情報収集及び導入に取り組む必要がある。

6. 予算管理

厳しい財政状況下において、修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るために、施設に関する情報を的確に蓄積・更新し、適切な個別施設計画の策定と計画的な投資を行う必要がある。

7. 体制の構築等

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」（平成17年6月国土交通省策定）に基づき、すべての対象施設において施設保全責任者が設置されているが、さらに、より実効性のある保全を実施するための体制を構築する必要がある。

IV. 中長期的な維持管理及び修繕・更新等に係るコストの見通し

維持管理及び修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握して予防的な個別施設計画を策定するなどの取組を進めることが重要であり、そのために、施設の実態等を踏まえ、中長期的な維持管理及び修繕・更新等のコストの見通しを的確に把握する必要がある。

V. 必要施策に係る取組の方向性

「III. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める。

1. 点検・診断／修繕・更新等

すべての対象施設について、法令・告示等に基づき定期（建築物の敷地及び構造は

3年以内毎、建築設備・防火設備は1年以内毎）の点検・診断等を引き続き実施するとともに、その分析・反映等の仕組をより実効性の高いものにすることにより、施設の状況をより的確に把握し、維持保全を確実に実施する。これまでの取組により、保全実態調査で「施設の保全状況」が「良好」（総評点が80点以上）と判断される施設（宿舎を除く）は80%以上の割合となっているが、この状況が更に維持・改善されるよう、引き続き取組を継続する。

2. 基準類の整備

施設の定期点検については、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律等で実施方法が定められ、また、支障がない状態の確認については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成17年5月27日付け国土交通省告示第551号）で建築物の各部の状態とその確認方法が定められているところ、引き続きこれらに基づく点検、確認を実施する。また、裁判所において定めている保全に関する事務の取扱いについても、引き続き通達等に基づいて実施する。その上で、関係法令の改正その他の情報を幅広く収集しながら保全業務の在り方を不斷に見直し、基準類の整備とこれに基づく点検、確認の一層の充実化、実質化を図る。

3. 情報基盤の整備と活用

裁判所において定めている保全に関する事務の取扱いに基づく点検・診断の結果に關し、必要な情報をさらに効率的・効果的に収集して蓄積・更新した上、これを適切に管理・分析して活用し、施設の現状と課題をより的確に把握することにより保全の適正化を図り、メンテナンスサイクルを適切に機能させる。

4. 個別施設計画の策定・推進

すべての対象施設について、中長期保全計画等による個別施設計画が作成されているところ、さらに、点検・診断及び修繕・更新等の過程を通じて必要な情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に分析・反映した個別施設計画の策定を推進する。

5. 新技術の導入

点検・診断や材料・工法等に關し、関係省庁とも連携の上、より効率的かつ効果的な長寿命化に資する新技術の情報収集及び導入に努める。

6. 予算管理

最高裁判所は、施設に関する情報を的確に評価し、対応の必要性・緊急性や必要な対策費用等を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討するなどして、予防的な施設計画を策定し、計画的に投資を実施することなどにより、修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

7. 体制の構築等

施設の管理者は、点検・診断の結果に基づき中長期保全計画等を策定し、各対象施設の施設保全責任者は、中長期保全計画等に従い、保全に関する業務を適正に実施するとともに、必要な情報を蓄積・更新する。

高等裁判所は、これらの情報を適切に管理・分析して、管内における施設の現状と課題を把握し、これを踏まえて実効的な保全を実現する。

最高裁判所は、これらの計画全体を総合的に評価することにより、メンテナンスサイクルが適切に機能しているかを確認し、総合調整等を行う。

また、既にすべての対象施設に施設保全責任者が設置されているところ、最高裁判所及び高等裁判所は、専門知識や経験の少ない施設保全責任者及び保全担当者に対する情報提供を行うなど、保全業務の充実・適正化に向けた指導を総合的に推進する。

VI. フォローアップ計画

裁判所は、本行動計画を継続し発展させるため、「V. 必要施策に係る取組の方向性」に沿った取組を引き続き充実させる。併せて、本行動計画の取組状況を把握し、必要な検討を行うとともに、必要に応じて公表及び官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議に対する情報提供を行う。